

○墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則

平成27年12月28日

規則第105号

改正 平成29年3月30日規則第5号

平成29年12月11日規則第60号

平成30年9月28日規則第50号

令和元年9月30日規則第19号

令和2年3月30日規則第14号

令和2年9月30日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、区長が行うものについて必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用事務)

第2条 条例別表第1区長の部各項に規定する規則で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(個人番号の庁内連携に係る事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2の中欄に規定する規則で定める事務及び同表の右欄に規定する規則で定める特定個人情報は、別表第2のとおりとする。

(区の他の機関から特定個人情報の提供を受ける事務)

第4条 条例別表第3区長の部第2欄に規定する規則で定める事務は、別表第3のとおりとする。

(区の他の機関に提供する特定個人情報)

第5条 条例別表第3教育委員会の部第4欄に規定する規則で定める特定個人情報は、別表第4のとおりとする。

付 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成29年3月30日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年12月11日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年9月28日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年9月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 1の9の項、1の13の項、26の2の項及び26の3の項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年9月30日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

（平29規5・平29規60・平30規50・令元規19・令2規52・一部改正）

番号	事務	規則で定める事務
1	条例別表第1 区長の部1の 項の規則で定 める事務	墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）第12条第1項の結核医療給付金又は同条第2項の精神医療給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
1の2	条例別表第1 区長の部1の 2の項の規則 で定める事務	墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）第7条第1項の葬祭費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
1の3	条例別表第1	墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26

	区長の部1の3の項の規則で定める事務	号) 第8条の女性福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2	条例別表第1区長の部2の項の規則で定める事務	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)により生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。)に準じて行うこととされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第19条第1項の保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(6) 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(8) 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>
3	条例別表第1区長の部3の	(1) 墨田区心身障害者福祉手当条例(昭和48年墨田区条例第22号)第4条の受給資格の認定の申請の受理、その申請

	項の規則で定める事務	に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 墨田区心身障害者福祉手当条例第9条の受給資格に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 (3) 墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和48年墨田区規則第42号)第14条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
4	条例別表第1区長の部4の項の規則で定める事務	墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業要綱(昭和53年4月27日53墨厚福発第321号)第5条の補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
5	条例別表第1区長の部5の項の規則で定める事務	墨田区心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業実施要綱(昭和57年4月15日57墨厚厚発第176号)第5条第1項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
6	条例別表第1区長の部6の項の規則で定める事務	墨田区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(昭和58年5月26日58墨厚厚発第252号)4の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
7	条例別表第1区長の部7の項の規則で定める事務	墨田区重度心身障害者(児)紙おむつ等支給要綱(平成元年3月31日63墨厚障第926号)第4条第1項の紙おむつ等若しくはおむつ代の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
8	条例別表第1区長の部8の項の規則で定める事務	墨田区重度身体障害者(児)住宅設備改善費助成要綱(平成4年5月25日3墨厚障第926号)第4条の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

9	条例別表第1 区長の部9の 項の規則で定 める事務	墨田区心身障害者理美容サービス事業実施要綱（平成4年7月17日4墨厚障第307号）第4条の理美容券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
10	条例別表第1 区長の部10 の項の規則で 定める事務	墨田区ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成事業実施要綱（平成6年4月8日5墨厚障第1048号）第4条の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
11	条例別表第1 区長の部11 の項の規則で 定める事務	墨田区心身障害者福祉電話事業実施要綱（平成9年7月31日9墨厚障第400号）第5条第1項の福祉電話の貸与若しくは電話料金の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
12	条例別表第1 区長の部12 の項の規則で 定める事務	墨田区重度心身障害者（児）巡回入浴サービス事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第932号）第4条の巡回入浴サービスの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
13	条例別表第1 区長の部13 の項の規則で 定める事務	（1） 墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第1064号）第4条の火災安全システム若しくは緊急通報システムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （2） 墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱（平成23年10月20日23墨福障第773号）第5条第1項の民間緊急通報システムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
13の	条例別表第1	（1） 墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱（平

2	区長の部13 の2の項の規則で定める事務	成21年3月31日20墨福障第1674号。以下この項において「要綱」という。)第5条の特別永住者障害特別給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 要綱第9条第1項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
14	条例別表第1 区長の部14 の項の規則で定める事務	墨田区中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成25年7月22日25墨福障第750号)第5条の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
15	条例別表第1 区長の部15 の項の規則で定める事務	墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱(平成27年3月31日26墨福障第1930号)第6条の介護者支援事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
16	条例別表第1 区長の部16 の項の規則で定める事務	(1) 墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚高高第849号。以下この項において「要綱」という。)第4条第1項の生活援助員の派遣の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 要綱第7条第1項の派遣内容の変更又は廃止の届出に係る事実についての審査に関する事務
17	削除	
18	条例別表第1 区長の部18 の項の規則で定める事務	(1) 墨田区介護保険サービス提供事業者等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成14年1月8日13墨福高介第1037号。以下この項において「要綱」という。)第8条第1項の利用者負担額の軽減の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請

		<p>に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 要綱第10条第1項の確認証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
19	<p>条例別表第1 区長の部19 の項の規則で 定める事務</p>	<p>(1) 墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱（平成20年6月30日20墨福介第242号。以下この項において「要綱」という。）第4条第1項の生活援助員の派遣の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 要綱第6条第1項の派遣内容の変更又は廃止の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
20	<p>条例別表第1 区長の部20 の項の規則で 定める事務</p>	<p>(1) 墨田区児童育成手当条例（昭和46年墨田区条例第19号）第6条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区児童育成手当条例第8条の手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 墨田区児童育成手当条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>
21	<p>条例別表第1 区長の部21 の項の規則で 定める事務</p>	<p>(1) 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第33号）第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>

2 2	条例別表第 1 区長の部 2 2 の項の規則で 定める事務	(1) 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年墨田区条例第 3 0 号）第 6 条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例第 8 条第 2 項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
2 3	条例別表第 1 区長の部 2 3 の項の規則で 定める事務	(1) 墨田区特別保育の利用に関する条例（平成 1 5 年墨田区条例第 3 5 号）第 3 条第 1 項の特別保育（休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育に限る。）の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 墨田区特別保育の利用に関する条例第 8 条の特別保育料等（休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育に係るものに限る。）の減免に関する事務
2 4	条例別表第 1 区長の部 2 4 の項の規則で 定める事務	墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日 1 7 墨総総第 5 号）第 5 条第 1 項の補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 5	条例別表第 1 区長の部 2 5 の項の規則で 定める事務	墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱（平成 1 8 年 3 月 3 1 日 1 7 墨福子第 2 4 9 5 号）第 5 条第 1 項の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 6	条例別表第 1 区長の部 2 6 の項の規則で 定める事務	(1) 墨田区子育てひろば条例（平成 1 3 年墨田区条例第 6 6 号）第 7 条第 1 項の保育室の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 墨田区子育てひろば条例第 1 0 条の利用料金の減免に

		関する事務
27	条例別表第1 区長の部27 の項の規則で 定める事務	墨田区緊急一時保育実施要綱（昭和57年5月4日57墨厚厚 発第189号）第6条の緊急一時保育の利用の申請の受理、そ の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 に関する事務
28	条例別表第1 区長の部28 の項の規則で 定める事務	墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱（昭和58 年3月23日58墨厚厚発第105号）第8条第1項のホーム ヘルパーの派遣の申請の受理、その申請に係る事実についての 審査又はその申請に対する応答に関する事務
29	条例別表第1 区長の部29 の項の規則で 定める事務	墨田区ショートナースリー事業実施要綱（平成5年3月18日 4墨厚保第1023号）第5条の短期保育の利用の申請の受 理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する 応答に関する事務
30	条例別表第1 区長の部30 の項の規則で 定める事務	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱（平成20年3月7 日19墨福子セ第373号）第8条の子どもショートステイ事 業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答に関する事務
31	条例別表第1 区長の部31 の項の規則で 定める事務	墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱（昭和53年3 月27日53墨衛衛発第178号）第5条の医療費助成の申請 の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答に関する事務
31の 2	条例別表第1 区長の部31 の2の項の規 則で定める事 務	墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要 綱（平成19年3月22日18墨福衛保第1682号）第3条 第1項の日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事 実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
32	条例別表第1	(1) 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例

	区長の部 3 2 の項の規則で 定める事務	<p>第 2 7 号) 第 5 条の高齢者個室借上げ住宅の使用の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第 1 0 条の使用料若しくは保証金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第 1 3 条の収入に関する報告に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第 1 4 条の使用料の額の決定に関する事務</p>
3 3	条例別表第 1 区長の部 3 3 の項の規則で 定める事務	<p>(1) 墨田区シルバーピア条例（平成 9 年墨田区条例第 2 2 号）第 4 条のシルバーピアの使用の許可の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区シルバーピア条例第 1 0 条の使用料の額の決定に関する事務</p> <p>(3) 墨田区シルバーピア条例第 1 2 条第 4 項の使用料若しくは第 5 項の保証金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 墨田区シルバーピア条例第 2 4 条の収入に関する報告に係る事実についての審査に関する事務</p>
3 4	条例別表第 1 区長の部 3 4 の項の規則で 定める事務	<p>(1) 墨田区コミュニティ住宅条例（平成 2 年墨田区条例第 1 2 号）第 5 条のコミュニティ住宅の使用許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>

	<p>(2) 墨田区コミュニティ住宅条例第10条の2第3項若しくは第12条第2項の使用料の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 墨田区コミュニティ住宅条例第11条第2項の使用料若しくは第13条の保証金の減額若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 墨田区コミュニティ住宅条例第18条第1号の同居の許可に関する事務</p> <p>(5) 墨田区コミュニティ住宅条例第23条第1項の付加使用料の徴収に関する事務</p> <p>(6) 墨田区コミュニティ住宅条例第24条の収入に関する報告に係る事実についての審査に関する事務</p>
--	---

別表第2

(平29規60・平30規50・令元規19・令2規14・令2規52・一部改正)

番号	区分	規則で定める事務	規則で定める特定個人情報
1	条例別表第2 区長の部1の 項	国民健康保険法（昭和33年法律第192号。1の2の項及び1の3の項において「法」という。）第76条第1項の保険料の徴収に関する事務	<p>(1) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項の保険料の徴収に関する情報</p> <p>(2) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に</p>

			<p>属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」により同法に準じて行うものを含む。以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>(3) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報（以下「市町村民税関係情報」という。）</p>
--	--	--	---

			<p>(4) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前</p>
--	--	--	--

			<p>の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支援の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職</p>
--	--	--	---

			<p>権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）</p> <p>(5) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報</p>
1の2	<p>条例別表第2区長の部1の項</p>	<p>法第76条第3項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>(1) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(3) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報</p>

1の3	条例別表第2 区長の部1の 項	法の規定により行う保険料 の滞納処分に関する事務	(1) 当該処分に係る保険料滞 納者又は当該保険料滞納者と 同一の世帯に属する者に係る 高齢者の医療の確保に関する 法律第104条第1項の保険 料の徴収に関する情報 (2) 当該処分に係る保険料滞 納者又は当該保険料滞納者と 同一の世帯に属する者に係る 生活保護実施関係情報 (3) 当該処分に係る保険料滞 納者又は当該保険料滞納者と 同一の世帯に属する者に係る 市町村民税関係情報 (4) 当該処分に係る保険料滞 納者又は当該保険料滞納者と 同一の世帯に属する者に係る 中国残留邦人等支援給付実施 関係情報 (5) 当該処分に係る保険料滞 納者又は当該保険料滞納者と 同一の世帯に属する者に係る 介護保険法第129条第1項 の保険料の徴収又は同条第2 項の保険料の賦課に関する情 報
1の4	条例別表第2	国民健康保険法施行規則（昭	(1) 当該届出を行う者又は当

	区長の部1の項	和33年厚生省令第53号) 第2条第1項、第3条、第4条、第11条、第12条又は第13条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務	該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給に関する情報 (3) 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
1の5	条例別表第2区長の部1の2の項	墨田区国民健康保険条例第12条第1項の結核医療給付金又は同条第2項の精神医療給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	当該申請を行う者又は当該者の属する世帯の世帯主に係る市町村民税関係情報
1の6	条例別表第2区長の部1の3の項	高齢者の医療の確保に関する法律(1の7の項において「法」という。)第104条第1項の保険料の徴収に関する事務	(1) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第3項の保険料の賦課に関する情報 (2) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に

			<p>属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報</p>
1の7	<p>条例別表第2 区長の部1の 3の項</p>	<p>法の規定により行う保険料 の滞納処分に関する事務</p>	<p>(1) 当該処分に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第3項の保険料の賦課に関する情報</p> <p>(2) 当該処分に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>

			<p>(3) 当該処分に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該処分に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該処分に係る保険料滞納者又は当該保険料滞納者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する情報</p>
1の8	条例別表第2区長の部1の3の項	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第10条第1項若しくは第2項の被保険者の資格取得の届出又は同令第26条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務	<p>(1) 当該届出に係る被保険者に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）</p> <p>(2) 当該届出に係る被保険者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45</p>

			<p>条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）</p> <p>(3) 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 当該届出に係る被保険者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
1の9	<p>条例別表第2区長の部1の4の項</p>	<p>(1) 地方税法（以下この項から1の13の項までにおいて「法」という。）第15条の徴収の猶予に関する事務</p> <p>(2) 法第15条の5の換価の猶予に関する事務</p> <p>(3) 法第15条の7の滞納処分の執行停止に関する事務</p> <p>(4) 法第326条第4項の市町村民税の延滞金額の減免に関する事務</p> <p>(5) 法第463条の24の種別割の延滞金額の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する</p>	<p>(1) 滞納者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>

		等の法律（平成28年法律第13号）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の法第455条第2項の軽自動車税の延滞金額の減免に関する事務	
1の10	条例別表第2区長の部1の4の項	法第24条の5第1項第1号に掲げる者に対する道府県民税又は法第295条第1項第1号に掲げる者に対する市町村民税の非課税の範囲の適用に関する事務	納税義務者に係る生活保護実施関係情報
1の11	条例別表第2区長の部1の4の項	(1) 法第20条の11の地方税の調査に関する事務 (2) 法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の滞納処分その他の地方税の徴収に関する事務	(1) 滞納者に係る生活保護実施関係情報 (2) 滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (3) 滞納者に係る国民健康保険の被保険者又は国民健康保険の被保険者であった者の国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報
1の12	条例別表第2区長の部1の4の項	法第321条の7の2の公的年金等に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する	納税義務者に係る介護保険の被保険者の資格及び介護保険法第129条第1項の保険料の徴収

		事務	に関する情報
1の1 3	条例別表第2 区長の部1の 4の項	(1) 法第323条の市町 村民税の減免に関する事 務 (2) 法第463条の23 の種別割の減免に関する 事務及び地方税法等の一 部を改正する等の法律附 則第20条第3項の規定 によりなお従前の例によ ることとされた同法第2 条の規定による改正前の 法第454条の軽自動車 税の減免に関する事務	(1) 納税義務者に係る「生活 に困窮する外国人に対する生 活保護の措置について」によ り生活保護法に準じて行う同 法第19条第1項の保護の実 施、同法第24条第1項の保 護の開始若しくは同条第9項 の保護の変更、同法第25条 第1項の職権による保護の開 始若しくは同条第2項の職権 による保護の変更又は同法第 26条の保護の停止若しくは 廃止に関する情報（以下「外 国人生活保護実施関係情報」 という。） (2) 納税義務者に係る中国残 留邦人等支援給付実施関係情 報
1の1 4	条例別表第2 区長の部1の 5の項	墨田区女性福祉資金貸付条 例第8条の女性福祉資金の 貸付けの申請の受理、その申 請に係る事実についての審 査又はその申請に対する応 答に関する事務	当該申請を行う者に係る市町村 民税関係情報
2	条例別表第2 区長の部2の	「生活に困窮する外国人に 対する生活保護の措置につ	(1) 通知により法に準じて保 護を必要とする者又は保護を

項	<p>いて」（以下この項において「通知」という。）により生活保護法（以下この項において「法」という。）に準じて行うこととされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第19条第1項の保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 法第77条第1項又は第78条第1項か</p>	<p>受けていた者（以下この項において「外国人要保護者等」という。）に係る健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(2) 外国人要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費又は同法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 外国人要保護者等に係る法第19条第1項の保護の実施、法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、法第25条第1</p>
---	--	---

		<p>ら第3項までの徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>	<p>項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは法第26条の保護の停止若しくは廃止又は法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報</p> <p>(4) 外国人要保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(5) 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第1</p>
--	--	--	---

			<p>7条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 外国人要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 外国人要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(11) 外国人要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予</p>
--	--	--	--

			<p>防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報</p> <p>(12) 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(13) 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p>
2の2	<p>条例別表第2区長の部2の2の項</p>	<p>(1) 児童福祉法（以下この項において「法」という。）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 法第21条の5の12第1項の高額障害児通</p>	<p>当該申請、提供若しくは届出に係る障害児又は当該申請、提供若しくは届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者（以下「障害児の保護者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報</p>

		<p>所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>(4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の6第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	
2の3	<p>条例別表第2区長の部2の3の項</p>	<p>身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務</p>	<p>当該費用の徴収に係る障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者(以下「障害者等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
2の4	<p>条例別表第2区長の部2の4の項</p>	<p>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第27条の費用の徴収に関する事務</p>	<p>当該費用の徴収に係る障害者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
2の5	<p>条例別表第2区長の部2の5の項</p>	<p>(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(2の6の項において「法」という。)第19条の障害児福祉手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関</p>	<p>(1) 当該請求又は届出を行う障害者又は障害児に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該請求又は届出を行う障害者又は障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>

		<p>する事務</p> <p>(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。2の6の項において「省令」という。）第5条及び第7条から第9条までの届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	
2の6	<p>条例別表第2 区長の部2の 5の項</p>	<p>(1) 法第26条の5において準用する法第19条の特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 省令第16条において読み替えて準用する省令第5条及び第7条から第9条までの届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規</p>	<p>(1) 当該請求又は届出を行う障害者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該請求又は届出を行う障害者に係る老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の福祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(3) 当該請求又は届出を行う障害者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(4) 当該請求又は届出を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>

		定による改正前の法第35条の届出に係る事実についての審査に関する事務	
2の7	条例別表第2区長の部2の6の項	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2の8の項及び2の9の項において「法」という。）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。2の9の項において「政令」という。）第15条の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	当該申請若しくは届出を行う障害者等又は当該申請若しくは届出に係る障害児の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
2の8	条例別表第2区長の部2の6の項	法第34条第1項の特定障害者特別給付費又は法第35条第1項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査	当該申請を行う障害者に係る国民健康保険の被保険者の資格又は国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収若しくは同条第3項の保険料の賦課に関する

		に関する事務	情報
2の9	条例別表第2 区長の部2の 6の項	<p>(1) 法第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(3) 政令第32条第1項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請、変更若しくは届出に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員（政令第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。）に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
3	条例別表第2 区長の部3の 項	<p>東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）第4条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者に</p>

			係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
4	条例別表第2 区長の部4の 項	<p>(1) 墨田区心身障害者福祉手当条例第4条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区心身障害者福祉手当条例第9条の受給資格に関する届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第14条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請若しくは届出を行う障害者又は当該申請若しくは届出に係る障害児に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>(2) 当該申請若しくは届出を行う障害者等又は当該申請若しくは届出に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請若しくは届出を行う障害者等又は当該申請若しくは届出に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該申請又は届出を行う障害者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(5) 当該申請若しくは届出を行う障害者等又は当該申請若</p>

			<p>しくは届出に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請又は届出を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(7) 当該申請若しくは届出を行う障害者又は当該申請若しくは届出に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(8) 当該申請若しくは届出を行う障害者又は当該申請若しくは届出に係る障害児に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第6条の助成の認定に関する情報</p> <p>(9) 当該申請若しくは届出を行う障害者又は当該申請若しくは届出に係る障害児に係る墨田区児童育成手当条例第6</p>
--	--	--	--

			条の受給資格の認定に関する情報
5	条例別表第2区長の部5の項	墨田区心身障害者自動車運転教習費補助事業要綱第5条の補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	当該申請を行う障害者に係る市町村民税関係情報
6	条例別表第2区長の部6の項	墨田区心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業実施要綱第5条第1項の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	<p>(1) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>

7	条例別表第2 区長の部7の 項	墨田区身体障害者用自動車 改造費助成事業実施要綱4 の助成金の交付の申請の受 理、その申請に係る事実につ いての審査又はその申請に 対する応答に関する事務	当該申請を行う障害者等に係る 市町村民税関係情報
8	条例別表第2 区長の部8の 項	墨田区重度障害者（児）日常 生活用具給付等要綱（昭和6 1年12月8日61墨厚障 第429号）第4条第1項の 日常生活用具の給付の申請 の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申 請に対する応答に関する事 務	<p>(1) 当該申請を行う障害者又 は当該申請に係る障害児に係 る児童福祉法第24条の2第 1項の障害児入所給付費の支 給に関する情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る生活保護実施 関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る市町村民税関 係情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者に 係る老人福祉法第11条の福 祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る中国残留邦人 等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請を行う障害者に</p>

			係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
9	条例別表第2区長の部9の項	墨田区重度心身障害者（児）紙おむつ等支給要綱第4条第1項の紙おむつ等若しくはおむつ代の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	<p>(1) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>

			<p>(6) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(7) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第6条の助成の認定に関する情報</p>
10	<p>条例別表第2 区長の部10 の項</p>	<p>墨田区重度身体障害者（児） 住宅設備改善費助成要綱第 4条の助成金の交付の申請 の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申 請に対する応答に関する事 務</p>	<p>(1) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者に係る老人福祉法第11条の福</p>

			<p>社の措置の実施に関する情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>
1 1	条例別表第2 区長の部1 1 の項	墨田区心身障害者理美容サービス事業実施要綱第4条の理美容券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	<p>(1) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者に係る老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の</p>

			<p>2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請を行う障害者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p>
12	<p>条例別表第2 区長の部12 の項</p>	<p>墨田区ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成事業実施要綱第4条の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報</p>

			<p>(4) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(6) 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第6条の助成の認定に関する情報</p>
13	<p>条例別表第2 区長の部13 の項</p>	<p>墨田区心身障害者福祉電話 事業実施要綱第5条第1項 の福祉電話の貸与若しくは 電話料金の助成の申請の受 理、その申請に係る事実につ いての審査又はその申請に 対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る生活保護実施 関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る市町村民税関 係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る中国残留邦人</p>

			等支援給付実施関係情報
1 4	条例別表第2 区長の部1 4 の項	墨田区重度心身障害者（児） 巡回入浴サービス事業実施 要綱第4条の巡回入浴サー ビスの利用の申請の受理、そ の申請に係る事実について の審査又はその申請に対す る応答に関する事務	(1) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る生活保護実施 関係情報 (2) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る市町村民税関 係情報 (3) 当該申請を行う障害者に 係る老人福祉法第11条の福 祉の措置の実施に関する情報 (4) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る中国残留邦人 等支援給付実施関係情報 (5) 当該申請を行う障害者に 係る介護保険法第18条第1 号の介護給付、同条第2号の 予防給付又は同条第3号の市 町村特別給付の支給に関する 情報
1 5	条例別表第2 区長の部1 5 の項	墨田区障害者移動支援事業 実施要綱（平成18年9月2 9日18墨福障第790号） 第6条第1項の移動支援事 業の利用の申請の受理、その	(1) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る生活保護実施 関係情報 (2) 当該申請を行う障害者等

		申請に係る事実についての 審査又はその申請に対する 応答に関する事務	又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る市町村民税関 係情報 (3) 当該申請を行う障害者等 又は当該申請に係る障害児の 保護者等に係る中国残留邦人 等支援給付実施関係情報
1 6	条例別表第2 区長の部16 の項	(1) 墨田区障害者日中一 時支援事業実施要綱（平成 18年9月29日18墨 福障第790号。以下この 項において「要綱」とい う。）第6条の日中一時支 援事業の利用の申請の受 理、その申請に係る事実 についての審査又はその申 請に対する応答に関する 事務 (2) 要綱第9条の申請内 容の変更の届出に係る事 実についての審査に関す る事務	(1) 当該申請若しくは届出を 行う障害者等又は当該申請若 しくは届出に係る障害児の保 護者等に係る生活保護実施関 係情報 (2) 当該申請若しくは届出を 行う障害者等又は当該申請若 しくは届出に係る障害児の保 護者等に係る市町村民税関係 情報 (3) 当該申請若しくは届出を 行う障害者等又は当該申請に 係る障害児の保護者等に係る 中国残留邦人等支援給付実施 関係情報
1 7	条例別表第2 区長の部17 の項	(1) 墨田区重度心身障害 者火災安全システム及び 緊急通報システム事業実 施要綱第4条の火災安全 システム若しくは緊急通	(1) 当該申請を行う障害者に 係る児童福祉法第19条の2 第1項の小児慢性特定疾病医 療費の支給に関する情報 (2) 当該申請を行う障害者等

		<p>報システムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱第5条第1項の民間緊急通報システムの利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報</p> <p>(6) 当該申請を行う障害者に係る東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則第6条の助成の認定に関する情報</p>
17の2	<p>条例別表第2区長の部17の2の項</p>	<p>(1) 墨田区特別永住者障害特別給付金支給事業実施要綱（以下この項において「要綱」という。）第5条の特別永住者障害特別給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 要綱第9条第1項の</p>	<p>(1) 当該申請又は届出を行う障害者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請又は届出を行う障害者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請又は届出を行う障害者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済</p>

		現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
1 8	条例別表第2区長の部18の項	墨田区中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第5条の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
1 9	条例別表第2区長の部19の項	墨田区重症心身障害児(者)等介護者支援事業実施要綱第6条の介護者支援事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う障害者等又は当該申請に係る障害児の保護者等に係る中国残留邦人

			等支援給付実施関係情報
20	条例別表第2 区長の部20 の項	(1) 墨田区高齢者軽度生活 援助サービス事業実施 要綱（以下この項において 「要綱」という。）第4条 第1項の生活援助員の派 遣の申請の受理、その申請 に係る事実についての審 査又はその申請に対する 応答に関する事務 (2) 要綱第7条第1項の 派遣内容の変更又は廃止 の届出に係る事実につい ての審査に関する事務	(1) 当該申請又は届出を行う 者に係る生活保護実施関係情 報 (2) 当該申請若しくは届出を 行う者又は当該者と同一世帯 に属する者に係る市町村民税 関係情報 (3) 当該申請又は届出を行う 者に係る中国残留邦人等支援 給付実施関係情報
21	削除		
22	条例別表第2 区長の部22 の項	(1) 墨田区介護保険サー ビス提供事業者等による 生計困難者等に対する利 用者負担額軽減制度事業 実施要綱（以下この項にお いて「要綱」という。）第 8条第1項の利用者負担 額の軽減の申請の受理、そ の申請に係る事実につい ての審査又はその申請に 対する応答に関する事務 (2) 要綱第10条第1項	(1) 当該申請を行う者に係る 生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当 該者と同一世帯に属する者に 係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当 該者と同一世帯に属する者に 係る厚生年金保険法による遺 族厚生年金若しくは障害厚生 年金又は国民年金法による遺 族基礎年金若しくは障害基礎 年金の受給額に関する情報

		<p>の確認証の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>(4) 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
2 3	<p>条例別表第2区長の部23の項</p>	<p>(1) 墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱（以下この項において「要綱」という。）第4条第1項の生活援助員の派遣の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 要綱第6条第1項の派遣内容の変更又は廃止の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請又は届出を行う者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請又は届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
2 4	<p>条例別表第2区長の部24の項</p>	<p>(1) 墨田区児童育成手当条例第6条の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区児童育成手当条例第8条の手当の額の</p>	<p>(1) 当該申請若しくは届出に係る児童（以下この項において「手当支給児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の</p>

		<p>改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 墨田区児童育成手当条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 手当支給児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に係る部分に限る。）</p> <p>(3) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る障害者手帳関係情報</p> <p>(4) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(5) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(6) 当該申請又は届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支</p>
--	--	--	--

			<p>給に関する情報</p> <p>(7) 手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報</p>
25	<p>条例別表第2 区長の部25 の項</p>	<p>(1) 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年墨田区規則第8号。以下この項において「規則」という。）第7条で定める法令の規定による被保険者等の資格に関する情報</p> <p>(2) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は規則第7条で定める法令による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世</p>

			<p>帯に属する者に係る障害者手帳関係情報</p> <p>(4) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(5) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(7) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
26	<p>条例別表第2 区長の部26 の項</p>	<p>(1) 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例第6条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区子どもの医療費の助成に関する条例第</p>	<p>(1) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は墨田区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年墨田区規則第40号。以下この項において「規則」という。）第3条で定める法令の規定による被保</p>

		<p>8条第2項の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>険者等の資格に関する情報</p> <p>(2) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は規則第3条で定める法令による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る障害者手帳関係情報</p> <p>(4) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(5) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(6) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(7) 当該申請若しくは届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、</p>
--	--	--------------------------------------	---

			厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金の加入の有無若しくは年金の種類に関する情報
26の2	条例別表第2区長の部26の2の項	<p>(1) 児童福祉法（以下この項において「法」という。）第24条第3項の調整又は要請に関する事務</p> <p>(2) 法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務</p>	<p>(1) 当該調整、要請若しくは措置に係る法第24条第1項に規定する児童（以下この項において「児童」という。）又は当該児童の扶養義務者に係る障害者手帳関係情報</p> <p>(2) 当該調整、要請若しくは措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(3) 当該調整、要請若しくは措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 当該調整、要請若しくは措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(5) 当該調整、要請若しくは措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>

			(6) 当該調整、要請若しくは措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、同法第22条の届出、同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更、同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更又は同法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する情報
26の3	条例別表第2区長の部26の3の項	(1) 子ども・子育て支援法（以下この項において「法」という。）第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務 (2) 法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 (3) 法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更に関する事務	当該教育・保育給付認定、届出又は変更の認定に係る法第19条第1項第2号若しくは第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る児童福祉法第24条第3項の調整若しくは要請又は同条第4項から第6項までの措置に関する情報

		<p>(4) 法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更に関する事務</p> <p>(5) 法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務</p>	
27	<p>条例別表第2 区長の部27 の項</p>	<p>(1) 墨田区特別保育の利用に関する条例第3条第1項の特別保育（休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育に限る。）の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区特別保育の利用に関する条例第8条の特別保育料等（休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育に係るものに限る。）の減免に関する事務</p>	<p>(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
28	<p>条例別表第2 区長の部28 の項</p>	<p>墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱第5条第1項の補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実について</p>	<p>(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者</p>

		の審査又はその申請に対する応答に関する事務	に係る市町村民税関係情報
29	条例別表第2 区長の部29 の項	墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱第5条第1項の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
30	条例別表第2 区長の部30 の項	(1) 墨田区子育てひろば条例第7条第1項の保育室の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 墨田区子育てひろば条例第10条の利用料金の減免に関する事務	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
31	条例別表第2 区長の部31 の項	墨田区緊急一時保育実施要綱第6条の緊急一時保育の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者

		に関する事務	に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
3 2	条例別表第2 区長の部3 2 の項	墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱第8条第1項のホームヘルパーの派遣の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
3 3	条例別表第2 区長の部3 3 の項	墨田区ショートナースリー事業実施要綱第5条の短期保育の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
3 4	条例別表第2 区長の部3 4	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱第8条の子	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者

	の項	どもショートステイ事業の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
3 5	条例別表第2 区長の部3 5 の項	墨田区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱第5条の医療費助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報
3 5の 2	条例別表第2 区長の部3 5 の2の項	予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条の実費の徴収の決定に関する事務	(1) 当該決定に係る者に係る障害者手帳関係情報 (2) 当該決定に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報
3 5の 3	条例別表第2 区長の部3 5 の3の項	墨田区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第3条第1項の日常生活用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(1) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 (2) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報 (3) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給

			付実施関係情報
3 6	条例別表第2 区長の部3 6 の項	(1) 感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療 に関する法律施行細則（平 成1 1年東京都規則第1 1 2号。以下この項におい て「都規則」という。）第 1 9条の医療費の助成の 申請の受理、その申請に係 る事実についての審査又 はその申請に対する応答 に関する事務 (2) 都規則第2 5条の申 請内容等の変更の届出に 係る事実についての審査 に関する事務	当該申請若しくは届出に係る患 者又は当該患者の扶養義務者に 係る市町村民税関係情報
3 6の 2	条例別表第2 区長の部3 6 の2の項	(1) 障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支 援するための法律施行細 則（平成1 8年東京都規則 第1 2号。以下この項にお いて「都規則」という。） 第1 5条第1項の規定に よる知事に提出すべき自 立支援医療費（精神通院） 支給認定申請書等の受理 に関する事務	(1) 当該申請又は届出を行う 者に係る生活保護実施関係情 報 (2) 当該申請若しくは届出を 行う者又は当該者と同一の世 帯に属する者に係る市町村民 税関係情報 (3) 当該申請又は届出を行う 者に係る中国残留邦人等支援 給付実施関係情報

		(2) 都規則第18条の規定による知事に提出すべき自立支援医療（精神通院）受給者証等記載事項変更届の受理に関する事務	
36の3	条例別表第2区長の部36の3の項	<p>(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下この項から36の7の項までにおいて「法」という。）第16条第5項（法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 法第19条（法第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 法第29条第8項の</p>	<p>(1) 当該申請若しくは申出をした法第2条第2号の公営住宅（以下この項及び36の5の項から36の7の項までにおいて「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」により生活保護法に準じて行う同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）</p> <p>(2) 当該申請若しくは申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>

		明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	
36の4	条例別表第2区長の部36の3の項	法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報 (2) 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
36の5	条例別表第2区長の部36の3の項	法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	(1) 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報及び法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報 (2) 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る中国残留邦

			人等支援給付実施関係情報
36の6	条例別表第2区長の部36の3の項	(1) 法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務	(1) 当該申請若しくは請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報 (2) 当該申請若しくは請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
36の7	条例別表第2区長の部36の3の項	法第48条の条例で定める事項に関する事務	(1) 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報 (2) 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は法第27条第5項の規定により同居させようとする者に

			係る中国残留邦人等支援給付 実施関係情報
37	条例別表第2 区長の部37 の項	<p>(1) 墨田区高齢者個室借 上げ住宅条例第5条の高 齢者個室借上げ住宅の使 用の申込みの受理、その申 込みに係る事実について の審査又はその申込みに 対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区高齢者個室借 上げ住宅条例第10条の 使用料若しくは保証金の 減免若しくは徴収猶予の 申請の受理、その申請に係 る事実についての審査又 はその申請に対する応答 に関する事務</p> <p>(3) 墨田区高齢者個室借 上げ住宅条例第13条の 収入に関する報告に係る 事実についての審査に関 する事務</p> <p>(4) 墨田区高齢者個室借 上げ住宅条例第14条の 使用料の額の決定に関す る事務</p>	<p>(1) 借上げ住宅の使用者又は 同居者（使用又は同居を予定 している者を含む。以下この 項において「借上げ住宅使用 者等」という。）に係る障害 者手帳関係情報</p> <p>(2) 借上げ住宅使用者等に係 る精神障害者保健福祉手帳関 係情報</p> <p>(3) 借上げ住宅使用者等に係 る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) 借上げ住宅使用者等に係 る市町村民税関係情報</p> <p>(5) 借上げ住宅使用者等に係 る中国残留邦人等支援給付実 施関係情報</p>
38	条例別表第2	(1) 墨田区シルバーピア	(1) シルバーピアの使用者又

	<p>区長の部 3 8 の項</p>	<p>条例第 4 条のシルバーピアの使用の許可の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(2) 墨田区シルバーピア条例第 1 0 条の使用料の額の決定に関する事務</p> <p>(3) 墨田区シルバーピア条例第 1 2 条第 4 項の使用料若しくは第 5 項の保証金の減免若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 墨田区シルバーピア条例第 2 4 条の収入に関する報告に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>は同居者（使用又は同居を予定している者を含む。以下この項において「シルバーピア使用者等」という。）に係る障害者手帳関係情報</p> <p>(2) シルバーピア使用者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(3) シルバーピア使用者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) シルバーピア使用者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(5) シルバーピア使用者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
3 9	<p>条例別表第 2 区長の部 3 9 の項</p>	<p>(1) 墨田区コミュニティ住宅条例第 5 条のコミュニティ住宅の使用許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>	<p>(1) コミュニティ住宅の使用 者又は同居者（使用又は同居を予定している者を含む。以下この項において「コミュニティ住宅使用者等」という。）に係る障害者手帳関係情報</p>

	<p>に関する事務</p> <p>(2) 墨田区コミュニティ住宅条例第10条の2第3項若しくは第12条第2項の使用料の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 墨田区コミュニティ住宅条例第11条第2項の使用料若しくは第13条の保証金の減額若しくは徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(4) 墨田区コミュニティ住宅条例第18条第1号の同居の許可に関する事務</p> <p>(5) 墨田区コミュニティ住宅条例第23条第1項の付加使用料の徴収に関する事務</p> <p>(6) 墨田区コミュニティ</p>	<p>(2) コミュニティ住宅使用者等に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(3) コミュニティ住宅使用者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(4) コミュニティ住宅使用者等に係る市町村民税関係情報</p> <p>(5) コミュニティ住宅使用者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p>
--	--	--

		住宅条例第24条の収入に関する報告に係る事実についての審査に関する事務	
--	--	-------------------------------------	--

別表第3

番号	事務	規則で定める事務
1	条例別表第3区長の部1の項の規則で定める事務	<p>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」により生活保護法（以下この項において「法」という。）に準じて行うこととされる次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第19条第1項の保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>

別表第4

番号	特定個人情報	規則で定める特定個人情報
1	条例別表第3教育委員会の部1の項の規則で定める特定個人情報	<p>墨田区就学援助費支給要綱（平成19年3月30日18墨教学教育委員会第2008号）による就学援助費の支給の申請に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童又は生徒と生計を一にする世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p> <p>(2) 児童又は生徒と生計を一にする世帯に属する者に係</p>

	<p>る市町村民税関係情報</p> <p>(3) 児童又は生徒と生計を一にする世帯に属する者に係る国民年金法第89条又は第90条の保険料の減免又は納付に関する情報</p> <p>(4) 児童又は生徒と生計を一にする世帯に属する者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
--	--